

以上記載シタル事由及ヒ一千八百五  
月十日領布議院決議第四節ノ趣意ニ依  
リ該船舶及ヒ船具大砲及ヒ其他該船内  
ニ發見シタル物品(賣奴ニ関係ナキモノ)  
ハ悉皆差押ハラレタルモノナリ

第三條 右「シユー」号ヲ差押ハタル時  
ニ當リ其船内ニ於テ黑人又黑白雜種ノ  
人二名ヲ發見シタリ是レ即チ賣奴ナリ  
ト供出セリ

第四條 右船舶ハ之ヨリ先キ即チ一千八  
百四十八年七月八日合衆國ノ人民或ハ  
同國居住ノ人ニシテ檢事ノ未タ其氏名

司法省

ヲ詳ニセサル者ノ命ヲ奉シ新約克港ニ  
於テ準備ヲ整ヘ而シテ合衆國ヨリ外國地  
方ニ賣奴運送禁止條例ト稱スル一千七  
百九十四年三月二十二日頒布合衆國議  
院決議第一節ニ掲ケタル趣意ニ背キ檢  
事ノ未タ詳ニセサル或ル外國人民ヲ賣  
奴トシテ其國ヨリ他ノ外國ニ運搬スヘ  
キ目的ヲ以テ新約克港ヲ出帆シタルモ  
ノナリ

第五條 合衆國人民或ハ同國居住ノ人ノ  
所有タル右「シユー」号ハ前キニ一千  
八百四十九年二月五日合衆國ヨリ外國  
地方ニ向テ賣奴運搬禁止條例ヲ増補シ



タル一千八百零五年五月十日頒布ノ合衆國  
議院決議第一節ニ掲ケタル趣意ニ背キ  
檢事ノ未タ詳ニセサル或ル外國地方ヨ  
リ他ノ外國地方ハ賣奴運搬ノ為メ檢事  
ノ未タ其氏名ヲ詳ニセサル合衆國人民  
或ハ内國居住人ノ使用ヲ受ケタルモノ  
ナリ

第六條 合衆國人民ノ所有タル右「二」  
サシ号ハ前キニ一千八百四十九年二月  
五日前條ニ記載シタル議院決議第一節  
ニ掲ケタル趣意ニ背キ檢事ノ未タ詳ニ  
セサル或ル外國地方ヨリ他ノ外國地方  
ハ賣奴運搬ヲ為シタルモノナリ

司法省

第七條 合衆國人民ノ所有タル右「二」  
サシ号ハ前キニ一千八百四十九年二月  
五日此訴狀ノ第五條ニ記載シタル法律  
第一節ニ掲ケタル趣意ニ背キ或ル外國  
地方即チ亜非利加ノ海岸ヨリ他ノ外國  
地方即チブラジル帝國ハ又該帝國ヨリ  
亜非利加海岸ハ向ケ賣奴運搬ノ為メ使  
用セラレタルモノナリ

第八條 前條記載シタル如ク差押ハタル  
右「二」号及ヒ其船具什器大砲其  
他該船内ニ於テ發見シタル物品ハ悉皆  
其判決ヲ受ル為メ合衆國ハ送致セラレ  
現ニ當裁判所ノ管轄地内タル新約克南



部地方ニアリ

第九條 以上記列シタル事由及ヒ此場合

ニ適用スヘキ成法ノ趣意ニ依リ前上ノ

船舶船具什器大砲及ヒ其他ノ物品ハ總

テ合衆國ニ於テ没收スヘキモノナリ

第十條 以上記列シタル諸件ハ總テ正突

ニシテ合衆國海上裁判權ニ屬シ即チ當

裁判所管轄ニ屬スルモノナリ

故ニ右檢事ハ當裁判所ニ於テ右船舶船具什

器大砲及ヒ其他該船ニ搭載シタル物品ニ對

シ通常ノ令狀ヲ發行シ而シテ右船舶其他ノ諸

物ニ関係アル者ヲ召喚シテ前上ノ諸件ヲ答

弁セシメ然ル上合衆國成法ノ趣意ニ依リ右

司法省

船舶其他ノ諸物ヲ合衆國ニ於テ没收シ而シ

テ之ヲ公賣シ其代價ハ法律ニ從ヒ令配セシム

可キノ判決ヲ請フモノナリ

合衆國郡裁判所檢事

セー・ワレス・スコット・ホール

○第百三十三 口約ニ係ル雇船契約ニ関

シ雇船人ノ起シタル人権ノ

訴訟

新約克南部地方ニ設置シタル合衆國郡裁

判所判事「サミエールアルベツツ貴下ニ呈

ス

ノルスカロリナ州ウヰルミシングドン居住「ウ



井リヤムキウナルリヨリ「バートルクリント  
シ」及ヒ「ジョーン、ジール、アットトリツヂ」ニ対スル海  
上民事ノ契約ニ関スル訴訟ニ就キ右「ウキリ  
ヤムクウナルク」ノ陳述スルヲ左ノ如シ

第一条 右「バートルクリントシ」ハ新約克  
居住ニシテ「クロウレ」号ノ船主タリ又  
「ジョーン、シール、アットトリツヂ」モ亦該船ノ所  
有者ニシテ且ツ船長ヲ兼タリ然ルニ右  
被告人ハ一千八百四十八年六月十六日  
原告人ノ代理兼身保タル「セーラムス」ニ  
スト収賤シ私脂若干桶ヲ搭載シテ新約  
克港ヨリノールスカロリナ州ウキルミ  
ングトシテテ龍動マテ右「クロウレ」

司法省

号ヲ貸渡シ而ノウキルミングドシヨリ  
龍動迄私脂一桶ニ付甲板下積込賃四「レ  
ル」リシク「甲板一積込運賃三「シル」リシク  
六「マンス」ニシテ船長ノ所得ハ右運賃ノ  
惣額百分ノ五ノ割合ヲ以テシ雇船料ノ  
金額ハ龍動ニ於テ貨物ヲ陸揚シタル上  
掃渡シ且ツウキルミングニ於テ貨物搭  
載ノ為メ十五日ノ間繫泊シ龍動ニ於テ  
之ヲ陸揚ケヌル為メ尚ホ十四日ノ間滞  
泊スヘキノ契約ヲ結ヒタリ

第二條 右雇船契約ハ口約ニシテ唇面ヲ  
受授シタルモノニアラス然レニ右契約  
ノ數日ヲ経テ右被告人ハ既ニ前上ニ於



テ原告人ノ申立テタル如キ契約アルニ  
拘ハラス該船ヲ他人ニ貸渡シテ該航海  
ノ用ニ供シ而シテ原告人ト結ヒタル雇船  
契約ヲ遂クルヲ拒ミタリ

第三条 原告人ハ之カ為メ六百二十弗余  
ノ額ニ上ルヘキ損害ヲ被ヒリタルカ故  
ニ法律上之ヲ原告人ニ償却スルハ被告  
人ノ責任トスル所タルヲ以テ之ヲ被告  
人ニ請求セシニ被告人ニ在テハ遂ニ之  
ヲ償却スヘキヲ拒ミタリ

第四条 上記列シタル諸件ハ總テ正実  
ニシテ合衆國海上裁判權ニ屬シ即チ當  
裁判所ノ管轄ニ歸スルモノナリ

司法省

故ニ原告人ハ當裁判所ノ法則ニ從ヒ海上裁  
判ニ突スル法律ニ定メタル格式ニ適ヒタル  
合狀ヲ右「ベ」ト「ル」ク「リ」ント「ン」及ヒ「ジ」ヨ「ン」ジ  
「」「」「」ト「リ」ツ「チ」ニ對シテ發行シテ之ヲ召喚  
シ而シテ宣誓ノ上前上記列シタル諸件ヲ答弁  
セシメ若シ又右兩人ヲ答見シ能ハサルハ  
其財産ニ對シテ差押狀ヲ發シ若シ或ハ人財産  
共ニ答見シ能ハサルハ監賤人タル「マ」ツ「チ」  
「エ」「」ク「リ」ント「ン」及ヒ「」「」ト「ル」ク「リ」ント「ン」ノ  
手ニ存スル右兩人ノ財産權利ヲ差押ヘ而シ  
前記ノ損害及ヒ訴訟費用ヲ償却スヘキノ判  
決ヲ下シ且ツ此他法律及ヒ條理上原告人ノ  
受ケ得ヘキ保護ヲ加ヘラレシ「」「」ヲ希望スル



モノナリ

ウ井リヤムクウ井ルク代理

セ、ムス、スミス

本年八月二日原告人ハ新約克府ヲ距ル一  
百里以上ノ地ニアルヲ以テ其代理人「セ、  
ムス、スミス」余ノ面前ニ於テ之ヲ誓言スル  
モノナリ

合衆國委員

セ、オリヂ、ダブ、リウ、モルト

代言人

ハル

代唇人

ワ子チット

司法省

○第百三十四 船主ノ責任制限法ニ従ヒ

被告人ヨリ其出訴ヲ受ケタ

ル船舶ノ保釈ヲ求ムル訴状

新約克東方地方ニ設置シタル合衆國郡裁

判所ノ判事「チャールズ、エル、ベ、子、チ、ト、貴

下ニ呈ス

ノルウ井ツチ及ヒ新約克運輸會社ノ請求ハ

左ノ如シ

請求者ハ即チ外國人ノ結社ニシテ即チコ

ニ子シテユツト州ノ法律ニ依テ創立營業

スル者ニテ汽船「シチ、ラフ、ノ、ル、ウ、井、ツ、チ

號及ヒ其機関船具什器ノ所有者ナリ

然レニ去ル四月十八日朝未明ニハンチン



グドンノ燈臺ノ近傍ロニガアイランド島  
海峡ニ於テ右請求者ノ所有ニ係ル米船「シ  
チ」ヲフノルウヰツ「号」ト通常諸般ノ物  
貨ヲ搭載シテエン子クテエツト州ニウロ  
ンドン港ヨリ新約克港ノ間ヲ往復スル「ス  
ク」子「ル」形船舶「ビ」子ラルエスウアンリ  
「号」ト衝突シタリ  
右衝突ノ為メ火ヲ發シ該汽船及ヒ該船ニ  
搭載シタル貨物共殆ント焼燬セシトセシ  
ヲ以テ直チニ撲滅セシメタリ  
右衝突及ヒ火災ハ全ク請求者ノ悪意懈怠  
陰謀ニ出テサレノミナラス亦毫モ請求者  
ノ豫知セサル所ナリ

司法省

然ルニ去ル八月二十三日前記ノ原告又ヨ  
リ右汽船及ヒ其他ノ物品ニ係リ原告人ノ  
訴状中右「ス」ク「子」ル形船舶ニ搭載シタリ  
ト申立テタル諸物品ノ損傷ニ就キ損害要  
償トシテ八千弗ノ償還ヲ求メタリ此訴状  
ニ依リ当裁判所ノ令状ヲ發シ「マ」ル「シ」ヤ  
ラシテ該汽船其他ノ物品ヲ差押ヘシ「即  
チ」新約克港ニ送致セシ「メ」今現ニ当裁判所  
ニ於テ管守セラル「所」ナリ  
右汽船「シ」チ「ラ」フ「ノ」ル「ウ」ヰツ「号」ハ請求  
者ノ末「タ」氏名ヲ詳ニセサル人及ヒ會社ノ  
数人ハ屬シタル高物等数多ノ物品ヲ搭載  
シ皆之ヲ新約克府ニ於テ陸揚ケス「ハ」キ「若



ナリシニ右衝突及ヒ火災ノ為ノ全ク損傷  
ヲ被ムリ預定ノ如ク航行ヲ為シ能ハサラ  
シメタリ

又請求者ハ更ニ左件ヲ証明スヘシ即チ右  
汽船ニ搭載シタル貨物ノ所有主及ヒ受荷  
人ノ人算ハ甚ク数多ナルヲ以テ請求者ニ  
於テハ右原告人ノ訴訟ノミナラス別ニ又  
右衝突及ヒ火災ノ際右汽船ニ搭載シタル  
貨物ノ所有者ヨリモ右「シチ」ヲフノルヤ  
井ツテ号ノ所有者タル請求者或ハ該船舶  
船具機関及ヒ什益ニ對シ必ス訴訟ヲ免レ  
サルヘシ果シテ然ルキハ其請求ハ汽船ノ  
價格及ヒ右衝突及ヒ火災ノ時現ニ搭載シ

司法省

タル貨物ノ價格ヨリ更ニ一層ヲ加フヘシ  
ト信スルナリ

故ニ請求者ハ一千八百五十一年三月三日領  
布船主責任ノ制限法ト稱スル合衆國議院ノ  
次議ニ依リ並裁判所ニ於テ評價人ヲ選任シ  
之ヲシテ右船舶船具機関及ヒ什益及ヒ右衝  
突及ヒ火災ノ際現ニ搭載シタル貨物ノ價格  
ヲ評價セシムヘキノ申渡ヲ受ケンテヲ希望  
セリ

又請求者ハ當裁判所ノ規則及ヒ慣例ニ從ヒ  
右評價額ニ相當シテ且ツ充分ナル証人ヲ具  
ハタル保証各ヲ差出シ原告人及ヒ其他別段  
ノ訴訟ヲ以テ右衝突及ヒ火災ノ右ノ現ニ被



ムリタル損失ノ償還ヲ求ムヘキ者ノ便益ニ  
供シ且ツ此保証各ニ依リ右汽船及ヒ船具機  
関及ヒ什器ハ右衝突及ヒ火災ノ為メ生シタ  
ル損害ヲ償フヘキ義務ヲ免ルヘキノ申渡ヲ  
受ケ猶ホ此他当裁判所ニ於テ正当ト思料セ  
ラルヘキ保護ヲ與ヘラレシムヲ希望セリ  
此他猶ホ何々ノ處分ヲ希望ス云々

「ルウ井ツチ」及ヒ新約克運輸會社長

ダビットスミス

代官人　　ヒーダブリウ、シーレバリック

○第百三十五　　會社訴訟関係者タル場合  
ニ於テ其會社ノ役員ヨリ出

司法省

スヘキ証明各

新約克南部地方ニ設置シタル合衆國郡裁  
判所判事「サミユールアルマツツ貴下

コンチクナエツト州ノルウ井ツチ府住「ダ  
ビットスミス茲ニ誓言スルト左ノ如シ

「ダビットスミス」ハノルウ井ツチ及ヒ新  
約克運輸會社ノ社長ニシテ即チ前上請  
求各ニ記載シタル請求者ニシテ該會社  
後負ノ一人ナリ

又右請求各ニ鈐シタル印章ハ即チ該會  
社ノ共有印ニシテ該會社ノ權ヲ以テ之  
ヲ鈐スルモノナリ而シテ本負ハ即チ社長  
ノ權ヲ以テ該印章ヲ鈐セリ



又本頁ハ右請求各ノ朗読ヲ聞キ其前文  
ヲ了知セリ而シテ該各面ニ掲ケタル事柄  
ハ人ノ通知及ヒ信用ニ係ル事件ヲ除ク  
ノ外總テ正実ナルモノト認メタリ

社長

タビットスミス

一千八百六十六年十月二日余ノ面前  
ニ於テ之ヲ誓言スルモノナリ

合衆國委員

セオージェエフ、ベッツ

○第百三十六 前上ノ請求各ヲ差出スヘ

キ通知各

司法省

別紙請求各及ヒ訴状令状其他ノ書類ニ依  
リ本月即チ十月八日午前十一時フルウク  
リン府合衆國裁判所判事事務局ニ於テ右  
請求各ノ願意ニ相当スル令状ノ登下ヲ願  
ハシトスルヲ以テ預メ之ヲ了セラレシ  
ヲ請フモノナリ

一千八百六十六年十月二日

右請求者代理人

セーダブリウ、シーレバリツヂ

原告代理人

エツヂ、シー、ポレリス、貴下

○第百三十七 船舶ノ実價ヲ評定報告セ



シム可キ委員ノ命令及ヒ原告人ノ求メタル金額ニ相当スル保証各ヲ差出スヘキ認可各

一千八百六十七年一月二十六日ブルウクリン府合衆國裁判所ニ於テ完設スヘキ新約克東部地方郡裁判所ニ於テ郡裁判所判事「チャールレス、エルベ子チット」氏出席

汽船「エチヲク」ノルウキワケ「号」及ヒ其船具機関什器ノ所有者タル「ハルウキ」及ヒ新約克運輸会社ノ請求各及ヒ其呈各認可各及ヒ原告代理人「ハ」ノ通知各ヲ朗讀領

司法省

收シ且ツ從前此訴訟ニ就キ下シタル命令ヲ公告シタルノ証拠ヲ提出シ而シテ右請求書ニ記載シタル衝突火災及ヒ損害ニ就キ右汽船或ハ其所有者ニ對シテ請求ヲ起シタル各人ヲシテ右請求者ノ願意ヲ採用スヘキヤ否ヤヲ弁明ヒシムヘキ旨ヲ求メタルカ故ニ右請求者ノ代理人及ヒ原告代理人「アル、エツチ、ハントレ」及ヒ右衝突及ヒ火災ノ為メノ損害ヲ被ムリタリト申立テ以テ其賠償ヲ求ムル各人ノ代理人ノ審問ヲ遂ケタルニ右汽船其他ノ所有者即チ右請求者ニ於テ當海上裁判所ノ規則及ヒ慣例ニ從ヒ右汽船ノ保釈ヲ得ント請求シタリ又該



汽船ノ價值ハ右損害ニ罹ラサル以前ト毫  
モ差異ナキ者ヲ証明シタルヲ以テ猶ホ充  
分ニ之ヲ審問シ而シテ右請求者ノ代理人「セ  
1. ガブリウ、シーレウ、エリツ、ガ」ノ請願ニ從  
ヒ今之ヲ評價セシムルカノ右原告代理人  
ニ少クモ二日以前ニ通知ヲ遂ケタル上之  
ヲ當裁判所々屬委員ノ一名「チャールズ、ダ  
ブリウ、ニウ、トシ」ニ附シ右汽船船具機関等  
ノ真價ヲ報告セシメ其報告各ニ依リ右汽  
船ノ所有者タル「ルウ、ウ、ツ、チ」及ヒ新約克  
運輸会社ハ當裁判所ノ規則及ヒ慣例ニ從  
ヒ充分ノ証人ヲ具ヘ且ツ右報告金額ニ相  
當スル保証各ヲ差出シテ該船舶ノ保額ヲ

司法省

得而シ此保証各ハ原告人及ヒ其他右衝突  
及ヒ火災ノ為メ該汽船ニ對シ差押權アリ  
ト訴フ者ノ便益ニ供シ且ツ右保証各ヲ出  
シタル上ハ汽船船具及ヒ機関釜其他什器  
ハ各人ノ被ハリタル損害ヲ償フヘキ責任  
ヲ免ルヘキモノナリ  
又右原告人及ヒ其他右衝突及ヒ火災ノ為  
メ損害ヲ被ムリタルニ因リ右船舶其他ノ  
物品ニ對シ差押權ヲ有スル各人ニ於テハ  
此命令各ヲ遵守スヘキモノナリ

書記

サミユール、デー、ジョーンズ

○第百三十八 前上ノ命令各ニ依リ差出



スハキ保証書

新約克東部地方郡裁判所ニ於テ

一千八百六十六年八月二十四日「セオーチカ  
レーズ」及「チヤールレス」カ「レーズ」ヨリ「シチ  
」ヲフ「ノルウ」ヲ「フ」ノ「ルウ」ヲ「ツ」テ「号」ハ「右」訴状ノ請  
事由ハ即チ其訴状ニ明記セリ  
又「シチ」ヲ「フ」ノ「ルウ」ヲ「ツ」テ「号」ハ「右」訴状ノ請  
求ニ基キ發行シタル令状ニ後ヒ当郡裁判所  
「マルシヤ」ニ於テ管守セリ  
又前上ノ訴状ヲ出シタル後他ノ原告人モ亦  
該汽船其他ニ係リ別段ノ訴訟ヲ起セリ其事  
由ニ載セテ其訴状ニアリ而シテ該汽船ハ亦右  
訴状ニ依リ發シタル令状ニ後ヒ「マルシヤ」

司法省

ノ管守スル所ナリ又右汽船其他ノ所有者タ  
ル「ノルウ」ヲ「ツ」テ「及」ヒ「新約克運輸會社」ノ請求  
ニ依リ去ル一月二十六日ヲ以テ一令ヲ下シ  
而シテ之ヲ登記セシメタリ但シ此命令タルヤ  
他ナシ右汽船評價ノ為メ原告代理人ニ二日  
以前ニ通知ヲ送ケタル上ニテ當裁判所ノ委  
員ノ一名「チヤールレス」ガ「アリ」ニ「ウ」ト「シ」ニ「之  
」ヲ附シ而シテ右汽船其他ノ真價ヲ評價シ之ヲ  
當裁判所ニ報告セシムル「及」ヒ右報告書ヲ  
差出シタル上ハ右汽船其他ノ所有者タル「ノ  
ルウ」ヲ「ツ」テ「及」ヒ「新約克運輸會社」ニ於テ當裁  
判所ノ規則及ヒ慣例ニ從ヒ相當ノ証人ヲ備  
ヘ且ツ右報告金額ニ相當スル証書ヲ差出ス



ヘキト及ヒ此保証昏ハ原告人及ヒ其他訴状  
中ニ明記セタル衝突及ヒ火災ノ為メ右汽船  
ニ対シ差押権アリト訴フル者ノ便益ニ供ス  
可キト又此保証昏ヲ差出シタル上ハ右汽船  
船具及ヒ什器ハ各人ノ被ムリタル損害ヲ賠  
償スルノ責任ヲ免ルヘキト此他右原告人及  
ヒ右衝突及ヒ火災ノ為メ右船舶船具機関釜  
及ヒ什器ニ対シ差押権ヲ有スル各人ハ前上  
ノ命令ヲ遵守スヘキ旨ヲ令シタルモノナリ  
前上ノ令状ニ従ヒ右乗員ハ証拠ニ依リ右「シ  
チ」ラフ「ル」ウキツ「チ」号及ヒ其船具等ノ真  
價ハ七万弗ノ價額ヲ有スルヲ認メテ其旨ヲ  
裁判所ニ報告セリ其報告昏ハ現ニ当裁判所

司法省

書記局ニ於テ保存セリ  
又右「ル」ウキツ「チ」及ヒ新約克運輸会社ハ既  
ニ当裁判所ニ出訴シタル各人ヲ相手取り其  
所有タル「シ」チ「ラフ」ノ「ル」ウキツ「チ」号ニ係ル  
請求ヲ起シタル故ニ右會社ニ於テハ此保証  
昏ヲ差出シ之ヲ以テ船舶其他ノ物品ノ代用  
ニ供シ而シテ既ニ右衝突及ヒ火災ヨリ生シタ  
ル差押権ヲ行フ為メ右汽船其他ニ対シ当裁  
判所ニ出訴シタル各人ノ便益ト為ルヘキ方  
法ヲ以テ之ヲ執行スヘキヲ請ヘリ茲ニ於  
テ訴訟関係者ニ於テハ左ノ件々ヲ約定セリ  
若シ他日ニ至リ右「ル」ウキツ「チ」及ヒ新約  
克運輸會社ニ於テ右衝突及ヒ火災ノ為メ



該船舶ニ係リ差押推執行ノ為メ訴訟ヲ提  
起スル者アル場合ニ於テ該会社或ハ該会社  
ノ代言人タル「ゼー」ダブリウシールバリッ  
チ或ハ其他右代言人ノ代人ツルヘキ者公  
告法又ハ其他裁判所ニ於テ指示シタル方  
法ヲ以テ其通知ヲ受ケタル上ハ令状ノ送  
達ヲシト並ニ裁判所ニ於テ定メタル期日  
内ニ出廷登記ヲ受クヘシ  
又若シ出廷ヲ怠ルキハ裁判所ニ於テ相当  
ト思量シ且ツ恰モ右被告人ノ出廷シタル  
時ト同一ノ處分及ヒ判決ヲ受クヘシ  
此他猶ホ左件ヲモ約定セリ

司法省

右会社ニ於テハ當裁判所又ハ上訴裁判所  
ニ於テ相当ノ處分ヲ尽シタル上右船舶機  
関及ヒ器具ニ對スル差押推ノ執行ニ関シ  
テ下シタル判決及ヒ命令ヲ遵守スヘシ  
又若シ右会社方ノ敗訴ニ歸シタルキハ右  
汽船ノ價額即チ七万弗ト判決ノ日ヨリ生  
スル利益トヲ係セテ償却スヘキノ執行状  
ヲ右会社方ノ敗産土地ニ對シテ發スヘシ  
故ニ今此約定ノ条件ヲ揭示セハ即チ左ノ如  
シ  
此保証人ニ於テ若シ前ニ記載シタル許状及  
ヒ請求昏ニ明示シタル衝突及ヒ火災ノ為メ  
右汽船ニ對スル差押推ヲ執行スヘキ為メ既  
ニ裁判所ニ提起シ或ハ他日提起スヘキ許状



ニ依リ郡裁判所ノ令状及ヒ判決或ハ上訴裁  
判所ノ判決ト及ヒ該会社又ハ其代言人「セー  
ダブリウジールバリツ」或ハ其他右代言人ノ  
代人タレ者ノ受ケタル通知昏トニ依リ其裁  
判所又ハ上訴裁判所ノ判決ヲ以テ命シタル  
金額即チ七万弗ト其判決ノ日ヨリ生スル利  
足トラ俵セテ償却スルニ於テハ此証昏ハ即  
チ無用ト为リ若シ之ヲ償却セサルハ此証  
書ノ効ヲ存スルモノナリ

一千八百六十七年三月二十八日余ノ面前  
ニ於テ之ヲ認定スルモノナリ

合衆國委員

チャールレス、ダブリウニウトン

司法省

「アルウキツ」及ヒ新約克運輸会社支配人

「セウリユス、ウエツ」

「セームス、エルデー」

「アルヘルトクラーク」

「イー、エー、ハッケル」

「ジョーン、インクリス」

新約克南部地方郡裁判所ニ於テ

「アルバルトクラーク」  
「セームス、エルデー」  
「ジョ

ーン、インクリス」及ヒ「イー、エー、ハッケル」ハ

誓言ノ上左ノ件ヲ宛陳ス

余輩ハ負債及ヒ責任金額ノ外若干弗ヲ擔

当シ且ツ執レモ新約克州ニ居住スルモノ

タリ



一千八百六十七年三月二十八日余ノ面  
前ニ於テ之ヲ誓言スルモノナリ

合衆國委員

チャールズ・ダブリウ・ニウトン

アルベルトクラーク

セームスエルデー 手署

ジョーンイングリス

イー・エー・パツケル

司法省







